

第130回 八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会会議録

開催日時	令和2年(2020年)12月9日(水)午後2時~午後3時7分
開催場所	八王子市役所 職員会館第1会議室
出席者氏名 (審議会)	橋本基弘会長、水野義嗣副会長、司波寛委員、加藤隆之委員、石井修一委員、村上康二郎委員、宮内宏委員、福島良樹委員、堀麦枝委員、田辺勉委員、山本法史委員
出席者氏名 (事務局)	市川厚夫公文書管理課課長、越智博明同課主査、内村美月同課主任、天野高延同課主任、長田美依同課主事
出席者氏名 (説明者)	高嶋秀樹債権管理担当課長、鈴木瑞穂主事
欠席者氏名	鈴木浩司委員、上條弘次委員、花形守康委員
議 題	「(仮称)八王子市債権管理条例」における債務者の情報の共有について」 (諮問第165号)
公開・非公開の別	公開
傍聴者の数	なし
配布資料	1 第130回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会次第 2 審議事項の資料

【橋本会長】 それでは、時間となりましたので、第130回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催したいと思います。

こういう状況でおいでいただきましてありがとうございます。本日は、この後所用がある方もいると聞いておりますので、1時間ということで時間厳守で進めさせていただきたいと思います。

本日でございますが、鈴木委員と上條委員、花形委員から欠席したいという連絡をいただいております。それから、山本委員と村上委員が遅れていらっしゃるということでございますので、現在のところ9名で定足数を満たしておりますので、この会議は適法に成立してございます。

審議会は原則公開となっておりますので、今日の審議事項につきましては、申請がございましたら、傍聴を許可したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

ありがとうございます。それでは、審議に先立ちまして、会議録署名員の指名でございますが、名簿順で田辺委員ということになってございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、審議事項に入りたいと思います。

早速、実施機関の入室をお願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

(諮問第 1 6 5 号の実施機関入室)

【橋本会長】 どうもお忙しいところありがとうございます。

それでは、165号という諮問番号となっておりますけれども、審議ということで、本日は意見を交わすというような内容になってございます。まずは、事務局の方から今回の審議事項の概要について御説明をお願いいたします。

【越智主査】 事務局、越智です。本日の配付資料について、まず確認をさせていただきます。

本日は、審議事項1件のみになります。参考といたしまして、お手元に「八王子市情報公開条例」、「八王子市個人情報保護条例」、「八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例」を別に冊子にて配付しております。

この条例等をつづった冊子につきましては、審議会終了後に回収をさせていただき、次回の審議会におきまして、再度御利用いただく予定です。

また、審議会の会議録についてでございますが、事務局が作成いたします。

要点筆記によるものではなく、発言全てを筆記する会議録として作成しております。審議会における皆様の発言を全て録音いたしまして、録音データを基に審議会の会議録を作成しておりますので、あらかじめ御了承ください。

本日も会議の内容を録音いたしますが、録音データを確認する関係から、御発言の際は、挙手をし、お名前を名乗られた上、御発言をお願いいたします。

それでは、審議事項の説明をさせていただきます。

審議事項「(仮称)八王子市債権管理条例」における債務者の情報の共有についてです。

市では、債権管理条例の制定を予定しており、同条例の中に債務者の情報の共有に関する条項を制定する予定です。債務者情報共有事務は、債権管理条例を制定しなかった場合、個人情報保護条例第12条の目的外利用に当たるものになります。

条文上は、債権管理条例を制定すれば、目的外利用をすることができる規定を定めた個人情報保護条例第12条第2項第2号の「法令等に定めがあるとき」に該当し、事務を行

うことができますが、制定しようとする債権管理条例で個人情報保護制度に関する事務を規定することになるため、慎重を期すため、個人情報保護条例第54条に基づき、個人情報保護制度の運営に関する重要事項として本日諮問するものです。

本案件につきましては、実施機関であります諮問担当所管が、財務部債権管理担当ですので、同担当の職員が同席しております。

諮問内容等の詳細につきましては、債権管理担当から説明をいたします。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。それでは、早速、実施機関の方から詳しい説明をお願いいたします。本日は、時間が限られておりますので、その辺のところを少し御考慮いただければと思います。よろしく申し上げます。

【高嶋課長】 本日はお忙しい中、お時間をいただきましてありがとうございます。説明は、財務部債権管理担当課長の私、高嶋と、同じく担当の鈴木で進めてまいります。

まず、別紙1の資料を基に説明させていただきます。債権管理条例なのですが、現在全国で約600の自治体で制定されておりまして、中核市では60市中の47市、大体8割ぐらい、多摩地域では26市中7市が制定済みということになっております。また23区では、千代田区、渋谷区以外におきまして、21区で債権管理条例が制定されているような状況になっております。

近年、制定した自治体では、情報共有条項が入っている傾向がありまして、早くに債権管理条例を制定した自治体では、情報共有条項が入っていない自治体もありますので、そういった自治体については、情報共有の条項を入れる改正を最近行っている状況でございます。

それでは、スライドの2なのですが、1、自治体の債権ということで、債権は自治法上の財産として四つ、公有財産、物品、債権、基金と規定されておりまして、この庁舎すとか、オリンパスホールといった公有財産とか、公用軽自動車と同じで、市民の方の貴重な財産の一つということになります。

地方税法でも自治法でも滞納については、法令に定める差し押さえとか、裁判所に申し立てて、強制執行などの手続をしなければいけないと規定されておりまして、また首長にはその権限を行使するしないの裁量の余地はないというところで、最高裁の判例が出ているものでございます。

スライド3を御覧ください。債権なのですが、まず金銭債権とその他の債権に分

かれまして、自治体が扱うのは上の金銭債権ということになります。このうち、公法上の原因に基づく公債権と、私法上の原因に基づく私債権とに分かれまして、私債権の方は民間と同じ契約等において発生する債権ですので、市営住宅家賃や貸付金とか、徴収も民間と同じで裁判所に訴えて回収していくものでございます。

公債権は、国税や地方税の滞納処分の例により、自力執行、いわゆる職員が徴税吏員をもって差し押さえができるという債権になるのですが、強制徴収公債権というのが自力執行権があり、一方、私債権同様、裁判手続によって回収を図らなければいけないのが、非強制徴収公債権という、スライド3で網掛けをしている部分になるのですが、これが自力執行権がないものになります。

次に、スライド4を御覧ください。債権管理とは、としてあるのですが、債権が発生した後、未納がある場合、ここにある債権発生の時期に法令による手続と書いてある黒い枠があるのですが、このような督促したり、差し押さえをしたり、徴収停止をしたりという、各段階がございます。払えるのに払わない債務者には、強制執行の法的措置を行う一方で、病気や失業など収入や資産もなく払うことができない債務者の債権につきましては、徴収停止だとか免除とかといった猶予の規定が設けてございますので、そういったことをやっていけば、必ず最後は債権は消滅します。

債務者の状況を見極めて徴収するもの、または緩和をするものというふうに区別をしていかなければいけません、そこで重要になるのが、やはり情報の共有ということがこの段階で必要になってくるものでございます。

スライド5を御覧ください。その債権管理条例なのですが、条例規定のイメージとしまして、地方税法は詳細に規定されているのですが、地方自治法と施行令は、地方税法ほどは細かくは規定されておりません。地方自治法に書いてあることと地方自治法施行令に書いてあることを確認規定として条例の方に引き写しまして、同じ内容を書くのですが、これらにない項目で債務者情報の共有ですとか、延滞金とか放棄とかというところを条例に規定する形にして、細かな内容については規則に委任するという形にしております。

続きまして、スライド6を御覧ください。(2)として、債権管理条例の案の骨子でございまして、引き写し規定を除きますと、おおむねこの(1)から(5)までが主な規定となるのですが、そのうち(2)のところ、債務者情報の共有というところに置いてございます。個人情報保護条例の規定で、所管をまたいでの目的外利用は原則できないということになっていますが、個人情報保護条例の趣旨を十分踏まえた上で、目的外利用を可能

とする条項をここに置きまして、債権管理のために必要があるときは、一定の範囲で個人情報目的外利用の活用を可能とするものでございます。

また、(3)から(5)までにつきましては、自治法上、条例で定めることにより、延滞金の徴収とか、議会の議決を経ずに放棄が可能となりますので、その規定を設けております。放棄に当たっては、安易な放棄にならないように、弁護士など学識経験者からなる審議会を設置しまして、放棄する債権の透明性とか、適切性を担保しておくという内容になっております。

次に、スライド7でございますが、5としまして、債務者情報の共有としております。ここで条例に規定する必要性なのですが、強制徴収公債権の間では、一応、後ほど御説明させていただきます総務省通知もありますので、一定の配慮の上で情報共有できることにはなっているのですが、直接の規定がないので条例に入れて、明文化していこうと。それ以外の債権間の情報共有については、条例を定めて共有していきたいというところでございます。

(2)の事務手続の例ですが、欲しい情報、提供してほしい課が提供元の課に照会をかけて、まず債権管理担当が、地方税法の守秘義務違反等にならないかチェックをして回答するというようなことを想定しております。

次に、スライドの8なのですが、6の目的外利用のイメージとさせていただきました。左側が強制徴収公債権なのですが、これは総務省の通知に基づいて、やっていこうというところです。御存じのとおり、個人情報保護に関する規定は自治体ごとにいろいろとありまして、2000個問題などと言われてはいますが、最近は来年の1月の国会で関係法令を個人情報保護法に一本化する、などという話もありますが、債権管理に当たっては、かねてからこの個人情報保護規定と実務との間でいろいろな課題がありまして、市としては非効率であるということと、滞納者の方も各所管に行って、個別に事情を説明して、一々所管ごとに話をしに行ったり、分納誓約をとったりというような状況でした。これが全国的な課題になりましたので、総務省が平成19年に別紙3に用意してございます通知を、発出いたしました。

この別紙3の総務省の通知なのですが、スライドの8にあります左側の強制徴収公債権間の情報共有を可能にするものです。この債権は、国税徴収法の141条が適用になりまして、質問とか照会に対して応答義務が発生して、罰則義務もあるものです。このために、その課と滞納者との間では、応答義務がありますので、秘密ではなくなるという

ことです。それぞれ同じ強制徴収公債権間同士では、同様なこととなります。例えば、納税課で質問検査権を駆使して財産を調べれば、それはその下にある介護ですとか、後期高齢者とか、道路とかというところが改めて照会をしても結局同じ結果になりますので、どれか一つの所管が持っているならば、それを強制徴収公債権同士では使えますよと。一定の個人情報保護に配慮した中でということですが、共有できることとなります。

もう一つは、右側の私債権等の枠の中同士、それからまた右側の私債権等と左側の強制徴収公債権との間でも情報共有をしていくというイメージになっています。

スライド9を御覧ください。目的外利用の例ですが、これは今申しましたように、強制徴収公債権同士、国税徴収法の第141条の規定による質問検査権がある者同士なので、これは法令による応答義務がございますので、守秘義務違反にならないということで、この中では情報共有が可能です。

次のスライド10なのですが、これは私債権等の所管課相互間ということで、スライド8で言いますと、私債権等の上下の矢印があるんですが、その(2)のところをイメージしています。この中に税情報はありませんので、地方税法上の守秘義務違反は問題にならないで、地方公務員法上の守秘義務ということになります。これは、債権管理という正当業務行為ということになりますので、守秘義務は解除されるということを考えております。

次のスライド11なのですが、(3)としまして、私債権等の所管が強制徴収公債権の所管から情報提供を受ける場合です。スライド8で言うと真ん中の矢印、左右の矢印の(3)になりますが、これは納税課が質問検査権を使って収集した情報ですね。例えば、金融機関や生命保険会社に滞納者がどんな財産を持っているかというところは提供できません。これが地方税法22条の違反になってしまいます。ただ可能なのは、住所、居所、それから破産した情報ですとか、競売の情報、裁判所の競売情報ですね。あとは、税の方で執行停止、もうこれ以上滞納処分を行わないで、棚上げするといった情報ですね。それから相続人の有無ですとか、限定承認の事実ですとか、書類の送達ですとか、そういったところは提供可能な業務になるということでございます。

次のスライド12なのですが、(4)としまして、生活困窮者対策等を目的とする税情報共有とあります。これが、別紙4でお示ししました総務省の通知になります。この別紙の4の趣旨は税情報を生活困窮者対策に使うのであれば、本人から同意を得た上で、情報提供は可能ですよということを念押しした通知になっております。

目的は、生活困窮者の自立支援ですので、税務情報を使って、徴収停止とか放棄を行うのが目的でして、税の情報から差し押さえをしていこうとかそういうことではございません。生活困窮者に対して、税情報とか収入とか滞納処分の情報、さっき申し上げました執行停止をして、徴収を棚上げしているという情報を取得して、税がそういう措置をとっているのであれば、滞納者の自立支援、資力の回復を後押しするために、そういったもののために税情報を使っていくという、これも地方自治法で定められた、住民福祉の向上という責務もありますので、この観点からの通知ということになっております。

スライド13なのですが、8として、共有する具体の情報は規則で規定とありまして、条例もシンプルで必要最低限のことを規定するという要請もありますので、共有する具体の情報は規則に委任したいと考えております。

自治体の中には、条例に関して同じような規定を置くだけで、規則には何も定めていない自治体も多くございます。一応本市は規則に規定しまして、市民の皆様にも共有する情報を明らかにすることで、透明性を高めていきたいと考えております。

続きまして、スライドの14なのですが、参考としまして条例(案)、現時点の条例(案)をお示ししております。アドバイザー契約を締結している弁護士法人や、また法務部門とも調整中ですので、言い回しは若干変わるかもしれませんが、例えば、この2項は、1項と規定していることの重複というか再掲なので、なくなるかもしれませんが、債権管理以外の事務に使わないことですか、権利・利益に不当に侵害しないという趣旨は変わりません。あくまで、法令の範囲内、地方税法22条や地公法34条ですが、債権管理する限度において、さらに規則で示したものについて共有するという縛りを設けております。

それから、今日、お配りした諮問文に個人情報を取り扱う事務の所管課として挙げている課が一覧であると思うのですが、諮問文の2のところでは、実施機関の単位で言うと、市長部局が多いのですが、16の産業振興部の農林課ですとか、26番の学校教育部の教育支援課、農業委員会と教育委員会ということで実施機関が市長部局とはまた別になっております。これは、もともと契約締結権ですとか、予算の執行は各委員会には原則なくて、地方自治法上の執行委任の規定とか、補助執行の規定で市長の仕事はその農業委員会ですとか、教育委員会の職員にやらせているというような状況ですので、個人情報保護条例で言いますと、実施機関単位なのですけれども、あくまでその実施機関にいる職員を使って、市長の仕事の補助執行させています。形態としましては、目的外利用だけということになりまして、提供とか収集とかという概念は債権管理条例の中からは外れていくよう

な感じになります。条例もそのような規定にしておりまして、主語は市長はということで始まることになっております。

次のスライド15なのですけれども、まずスライドの16を御覧ください。債務者に関する情報の共有ということで、条例に規定する情報はどんなことですかというのを1項に規定してございます。ここで、前条第1項各号に掲げる事項とするとありまして、この前条というのがスライド15に戻っていただきまして、スライド15の債権管理台帳の記載事項、債権管理に当たって台帳を作ってくださいねというのを決めるのですが、ここに書いた内容を必要に応じて、滞納者の状況ですとか、債権などによって異なってはくるのですが、ここに書いてある情報を共有できるという作りになっております。

改めてスライド16を御覧ください。具体の共有の方法なのですが、現在、DX、デジタルトランスフォーメーションとか言われていますけど、あえて書面でのやり取りとさせていただきますまして、これは情報を法の許容する範囲で、また適正な手続をもって目的外利用を行ったという痕跡を残すために書面でということにさせていただきます。文書で残すことによって、滞納者に対する説明ですとか、地方公務員法の懲戒処分にも堪え得るようにということで、書面によることにさせていただきます。

最後、スライド17は、参考までに他市の状況を載せてございます。債権は、市民の貴重な財産でもありまして、その徴収についても市民からの付託を受けているというところでございますので、効果・効率的にかつ適正に、我々が実施していくというのは、持続可能な行政運営にも必要なことになっていきますので、どうかよろしく御審議のほど、お願いしたいと思います。以上でございます。

【橋本会長】 ありがとうございます。それでは、まず御質問をいただくというところから始めていきたいと思いますが。

【 委員】 出発点として、私は少し勉強不足でよく知らないのですが、ここで言う、債務者というのは、納税者が全員入るということですか。

【高嶋課長】 税に限らずですね。

【 委員】 いや、滞納者に限らず、要するに納税者が全部入るということですか。

【高嶋課長】 債務者という形では、大きなくくりでは入ります。

【 委員】 そうですか。入りますか。

すみません、今まで変な話ですけど、納税関係の情報や何かの照会とかというのは、実際には行っていないのですか。要するに、実際のところ、他の課から必要に応じて照会す

るといことは行っていないのですか。

【高嶋課長】 実質、公債権同士、例えば、納税課と国保税であれば、同じ地方税のくりなので、お互いに共通で納税相談をしているという実務はやっています。そのところは情報共有もある程度は進んでいるのですが。

【 委員】 それは、実定法があるからということなのですね。

【高嶋課長】 それ以外のところは、情報共有はありません。

【 委員】 現段階ではやっていないわけですか。

【高嶋課長】 そうです。

【 委員】 分かりました。

【 委員】 債権管理条例が必要というのは分かるのですけれども、いろいろ自治体も定められているのも承知はしておりますが、大抵の自治体では私債権の管理条例ではないのでしょうか。強制徴収までに踏み込んだのはなかなかないのではないかと思っているのですが、強制徴収まで踏み込んで、相互間でその情報共有ということを決めた条例というのはどの程度あるのでしょうか。

【高嶋課長】 おっしゃるとおり、自治体の中には、私債権だけに限って規定している条例の市もございます。ただ、八王子市としましては、債権を一体的に管理していくという意味で、強制徴収公債権でも私債権でも情報共有をして、一体的にやっていくという趣旨もありますので、公債権の方を入れた包括型のいわゆる債権管理条例という形にさせていただいています。条例を見れば、公債権部門でも、私債権部門でもやるべきことが分かっているところを重視しています。

【 委員】 徴収する方というか、債権を回収する方からすれば、情報を共有して、しかも強制徴収、税部門は、そういう情報を持っていますので、そこを共有するのは、私債権で回収するとしても、非常に包括的に便利だとは思うのですけれども、恐らく地方税法の守秘義務、そこがやはり非常にセンシティブと言いますが、罰則もありますので、強制徴収債権としてはさっきおっしゃっていました、何でしたか。

【高嶋課長】 総務省ですか。

【 委員】 総務省ではなくて、お互いに調査。

【高嶋課長】 質問検査権の応答義務。

【 委員】 権限があるのでオーケーという、そういう法律上ではオーケーということで、お互いにそれはオーケーですけれども、条例でする場合には、やはり先ほど質問権

で知り得た情報は照会しないということをおっしゃっていましたが、その区別は非常に曖昧ではないですか。ぴったりできるのかしらと聞いています。例えば、さっきの相続とか、家族関係とおっしゃいましたが、家族情報も税の方が調査権を行使して知った情報というのもあると思うのです。そこが、債務者情報照会書案で、名前とか住所とかいろいろここに書くようになってはいますが、住民票の住所なのか居所なのか、調査権を行使して分かる場合もあると思います。そこを区別といいますか、それはちゃんとできるのかというのは、非常に疑問に思っています。

【高嶋課長】 住所、居所なのですけれども、公務所であれば、住所の照会はできます。

【 委員】 照会はできますよ。だから、あえて債権管理条例上の照会を使わなくて、普通に自治体の実施機関であれば、住民票上の情報は調査できるので、あえて住所なり居所を調べるといふか、それをする必要があるのかしらとも思っています。そこを入れちゃうと、調査権限上知った居所までは分かって、答えてしまうとか、そこで地方税法上の守秘義務に反することが起こってくるのではないかなと、そこが非常に心配なのですけれども。

【高嶋課長】 住所は公務所で照会できるので、税法上の調査によって知り得た秘密には当たらないことになっています。税法上の調査で得た秘密は、主に財産のことになります。

【 委員】 だったら、どこに隠れているという居所を知るといふのも、やはり調査権限を行使して分かっているといふのもあります。それは質問権を行使していてもあるじゃないですか。職業とか、家族状況とか、そういったことは質問権を行使して初めて分かるようなことも多くあるのではないかなと思っているのですけれども。

【高嶋課長】 それは本人との接触の中で知り得た情報で、例えば納税課には住民票はどこにあると答えたとします。納税課は交渉の中で、本当は違うところにいるというのが、分かったとします。それは調査で知り得た秘密ではありません。他の所管は住民票がここに置いてあることまでしか分からないので、実際のこの人の居所は分かりません。納税課がその情報を持っていたとしたら、居所の情報というのは、調査によって知り得た秘密ではないので、そこは教える、共有ができるという形になっています。

【 委員】 これは、だから調査で知り得た情報ではないといふのですけれども、ここではっきり全ての場合において、区別が可能ですか。こうした情報は、やはりここからここまでが調査で知り得たもの、ここからここがそうではない情報とはっきり区別できる

わけではないのではないですか。

【高嶋課長】 納税課で情報をいただくときは、国税徴収法第141条に基づきという、必ず照会書を提出して、保険会社とかに送っているのですね。他の自治体に照会するときには、地方税法上の第20条の11という協力要請があります。こうしたことで得た財産情報であれば、外部には提供できない。それ以外の折衝の中でとか、裁判、普通に事務を執行していく中で破産した情報とか、競売になった情報とか、あと自分で調べて相続人はこの人だとか、いや相続財産管理人が立っているよとか、そういうところは提供できるので、そういうものについてだけ提供いただくといったことですね。

【 委員】 であれば、あえて、必要なかなと思ったりするんですけど。

【高嶋課長】 慎重に慎重を期するというような意味でもあります。

【 委員】 非常にチャレンジングなことをされているのかと私は思ってしまって、そうなるのであれば、あえて税法の強制徴収債権と私債権を混ぜて情報共有をする必要があるのかしらと、少し思いました。

【高嶋課長】 そこはあくまで条例にも書いてございますけど、法令の範囲内というところで縛りをかけていきたいというふうに、また地方税法第22条違反をしてしまいますと、市長の責任ではなくて、職員個人に2年以下の懲役と100万円以下の罰金になってしまいますので、そこはやはり職員にそういう目を見させないためにも、慎重に運用していきたいと思っています。

【 委員】 今のところが私も少し気になっていたんですけど、要するに質問行使できるときに、そのときにいろいろな情報が入ってくる。だけど、提供するときは結局法令上の範囲内ではしか提供はできないから、その範囲で、書面をもって提供することになるから、問題ないのではないかというお話で多分合っていると思っています。そういう趣旨かなというふうに思ったのですけれども、そうだとすると、多分ほかの市町村もやられているということなので、そんなに問題がないのかもしれないんですけど、 委員から最初の方でお話があったのですけど、滞納者に対して強制徴収や何かをしたいという手続のために、この情報の共有は必要なのですか。私は当初、全然分かっていなかったんで、全部市が持っている債権を一括して全部やりたいんだみたいな趣旨かなと思ったのですけど、個別に部署ごとに債権回収するというのであれば、当然、強制徴収できる場合とできない場合がありますから、私債権と公債権を分けて、個別の部署でやっているということであれば、特に相互の情報共有がどうしても必要なのかというのが、少し根本的に理解ができ

ないのですけれども。どうなのでしょう。住所とかはもちろん必要最低限の情報が必要だ
と思うのですが、そちらは持っていると思うので、そんなに必要なのかなというのは、
どうなのでしょう。

【高嶋課長】 例えば、同じ債務者の方が税を滞納していて、国保も滞納していて、貸
付金もありますとかと幾つかあったりする中で、やはり強制徴収と非強制と私債権と種類
があります、という中では、やはり税で持っている情報が恐らく一番多いのだと思うので
す。逆に、非強制とか私債権側からすると、逆に言うと調査権がないので、知り得る情報
というのも限られています。その中で、住所の話ですけど、納税にはここにいるとかとい
うのを言っているけど言っていないとか、税が持っているその人の話の中で、地方税法上
の守秘義務に該当しないものはほかの所管でも共有させていただいて、相続人が誰だとか、
相続人情報だとか、破産していますよとか、競売になっているので財産は売れちゃうので
という状況にありますよと。あるいは、納税課で行った処分の情報、ここはもうこの人は
生活困窮なので、これ以上差し押さえをしても駄目です。自立支援を図るために、もうこ
れ以上差し押さえとか、滞納者は生活していけませんという情報をこちら側の私債権側が
いただければ、税で執行停止をやっているのだから、当然我々も持っている債権を徴収し
ていくのではなくて、私債権、非強制側が持っている債権を棚上げにして、徴収緩和を行
っていこうというのが主な趣旨です。

【 委員】 よく分かりました。それで、もう1点教えていただきたいのですが、
税の強制徴収の場合に、これはかなり強力な権限でやるじゃないですか。そのときの、要
するに債権関係、相手方がどんな債権を持っているかという関係の情報もここには入っ
ているということですか。その債務者の方が、どのくらいの債権を持っているかというこ
とは大体分かってくるじゃないですか。そういった情報も財産情報には入ってきますか。

【高嶋課長】 はい。

【 委員】 分かりました。

【高嶋課長】 やはり主な目的は、地方自治法で市長はしっかりと債権管理を図らなけ
ればいけないと書いてある一方で、滞納者の方にちゃんとした理由があれば、資料にもあ
りましたとおり、執行停止とか免除とか放棄とか、そういうことをやっていくことも、地
方自治法で定められたところがございます。また、地方自治法でも全体としては、住民の
福祉の向上という規定がありますので、やはり多重債務とかで債権を抱えている方につい
ては、税はもう諦めた、棚上げしたよという情報をもらって、ほかの部署の債権もやはり

徴収停止をして、滞納者の方の生活支援を図るために使うというのが、実質的な主な目的になってくるということです。

【 委員】 よく分かりました。

【 委員】 12ページの生活困窮者対策等のところですけども、これは別紙4を見ると、この通達では、どうやら本人の同意を前提としているということなので、本人の同意をとることを前提に照会、回答を行うということですか。

【高嶋課長】 おっしゃるとおりです。

【 委員】 それは、条例案のどこに出てくるのですか。

【高嶋課長】 条例自体には直接規定しておりませんので、取扱いの運用の中で、別紙4の総務省の通知などを参考にしながら、実務上の取扱いで同意をもらっていくというものです。

【 委員】 これは通達ですし、法令なのかと言われると、少し微妙なところがあると思うのです。法令の範囲内なのだけでも、実務上こういうふうにすべきだということのはどこに出てくるのかなと思って。条例とか規則には直接現れてこない。

【高嶋課長】 この生活困窮対策を目的とする分、個別には挙げてはいないのですが、もちろん実務の中では。

【 委員】 ちゃんとやっているのですね。それを疑っているわけではなくて、ただ条例とか規則の中に、この通達どおりにやるということが見えないなと思ひまして。多分、今後この規則の解説とか、ガイドラインみたいなものを制定していくということになると思うのですが、そういうものを書くというような理解でも大丈夫ですか。

【高嶋課長】 この後、職員向けに逐条解説ですとか、詳細なマニュアルを作りますので、特にこの情報共有のところについては、総務省の別紙3とか4とか取扱いを入れる予定であります。

【 委員】 そうですね。そういうふうにしっかりやっていると、御課でこうですと言っても、実施機関は様々ありますから、そこはしっかりと明記していただきたいと思ひます。

私からは以上です。ありがとうございます。

【 委員】 スライドの14枚目以降に条例(案)ということで、第6条と第3条と第4条が挙がっていて、スライドの6枚目にも骨子みたいなものがあります。第6条が今回のメインということになると思うのですが、第2条とか第5条とか第7条とかはどん

なことを規定するのかが少し気になったのですが、あまり今日の議題とは関係ないのかも
しれないですけど。できれば、条例（案）を全部配っていただいた方が。

【高嶋課長】 そうしましたら、現時点での条例（案）なので、最後回収させていただ
いてよろしければ、お配りします。

スライド6の時点では、20条以上あったのですが、その後調整の中で条文の数が減っ
ていって、現在では18条の規定になっております。情報共有につきましては、変わらず
第6条のところの規定してございます。

引き写しの規定が第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、こ
のように第9条から第15条辺りが地方自治法などの引き写しなので、これはほぼ同じ内
容です。情報共有以前は、第1条から第5条までは、どこの自治体でも規定してある目的
ですとか定義とか、他の法令との関係、市長の責務、台帳整理というふうになっています。

先ほど、議会の議決を経ないで放棄ができると言った部分ですが、それを条例の場合は
第16条で定めまして、明らかに徴収できない債権、実態のない法人ですとか、明らかな
生活困窮ですとか、お亡くなりになられて相続人が限定承認をした場合ですとか、破産し
てしまってその債務が免責になったとかというのは、この条例に規定して債権放棄がで
きます。

第17条は、その債権放棄をするに当たって適正かどうかを、審議会を設置して検討し
ていただいた上で放棄するというような中身になります。

【橋本会長】 条例（案）の上程はいつの議会で。

【高嶋課長】 来年の2月から3月の第1回市議会定例会の予定になっております。

【橋本会長】 私たちに求められているのは、条例（案）の第6条における目的外利用
についてのコメントということになる。実は事務局と私と事前に打ち合わせをする中でい
ろいろと迷ったのですが、審議会として何についてコメントするのかなというのがありま
す。こういう条例（案）を上程するときに、市長から審議会に意見を求めたら、こんな意
見がありましたということでもよろしいですか。

【高嶋課長】 そうですね。

【橋本会長】 条例の審議はもちろん市議会がやることになるので、そこに我々がとや
かく言うことはもちろんできないので何とも言えないところだと思うのです。市長部局か
ら市議会に提案をされるわけですけども、そういうふうに私たち審議会に聞いてくれる、
手続をとってくれたということですね。

【高嶋課長】 議会にお諮りする前に、個人情報の共有について審議会の皆様に。

【橋本会長】 ですので、我々としては、通常の案件のように認める、認めないという答えを出すわけにいかないの、これで審議会がゴーサインを出したということではなくて、今日いろいろといただいた意見を市長にお届けいただくというのが、この審議会の役割なのかなと思ったところではあるのですが。

【高嶋課長】 そのとおりです。

【橋本会長】 よろしいですかね。

【高嶋課長】 条例（案）を上程する前に、市長決裁をとりますので、その中で個人情報保護運営審議会の皆様の御意見はこのような形でということをお付記させていただいてというふうになります。

【橋本会長】 こういう観点から今回意見照会をいただいたところであります。実施機関に何か質問とかございますでしょうか。概要としてはこのままでよろしいでしょうか。

【 委員】 個人情報保護条例のどの条項に基づいて、ここに諮問にかけるといってお話だったのですか。

【越智主査】 第54条です。

【 委員】 第54条。

【越智主査】 個人情報保護条例第54条ですね。

【橋本会長】 ちなみに、今回目的外利用を認めるという根拠というのは、条例第12条の第2項第2号の、「法令等に定めがある」、この法令化をしよう。この法令の中には、当市の条例も含むという解釈ですよ。その法令化の提案に先立って、審議会に意見を伺われているという、そういう段取りなのですか。

【高嶋課長】 おっしゃるとおりです。

【橋本会長】 ですから、どのような意見でも結構だと思うのですけれども。

前回も同じようなことを申し上げたと思うのですけれども、こういう目的外利用を包括的にできるという条例を作りましたというのは、市民にもいろんな形で言うておかなければいけないと思います。

これまでは逐一、例えば、本人の同意をとるとか、この審議会に聴いていただくとか、個別の対応をしてきたというところがありますし、個別の法で定められているものはそれでよかったと思うのですけれども、当市の条例の中で、債権管理に関する情報といったものをかなり自在にやり取りできるようになるので、そこのところは何か市民にもお知らせ

しておかないといけないのかなというふうに思うのです。これはもちろん、市を基本的には拘束するものではなくて、そういったものがあるといいなという意見です。

【高嶋課長】 おっしゃるとおり、条例等を定める場合は、市民参加条例がありますので、事前にパブリックコメントをやるのが通常です。市民参加条例の中で、金銭の徴収に関することや、実施機関内部の事務を扱うことについては対象外になっていますので、今回はパブリックコメントを行いません。市議会の方に上程させていただいて、議決をした段階で、ホームページや広報を通じて、市民の方には十分に周知をしていきたいと思いません。個人情報の取扱いですので、八王子市の個人情報保護条例の趣旨を踏まえて、慎重に取り扱っていくということには変わりありません。

【橋本会長】 条例全体についてのコメントということであれば、委員は全体を見たいというふうにおっしゃっていたと思うのですが、いろいろと聞きたいところは実はあるのですが、それは審議会の役割ではないというふうに思いますので、ここでは控えさせていただきたいと思います。

【高嶋課長】 何かありましたら、いつでもコメントをいただけたらと。

【橋本会長】 いかがでしょうか。債務者情報照会書という案をいただいたのですが、これは個人情報保護条例で開示請求の対象になるのですね。

例えば、Aという人が自分の債務者情報照会書のやり取りについて知りたいということで、開示請求をされたときには、もちろん対象になるのですね。開示するかどうかは別として。

【越智主査】 事務局からお答えします。非開示情報に当たらない限りは、開示請求があった場合は開示となります。

【橋本会長】 では債務者としては自分の情報がどういうところにあるかということについては、請求することができる。

【越智主査】 八王子市がどのように自己の情報を管理しているかというのは、そこでチェック機能が働くかと思いません。

【委員】 1点だけ質問を。債務者情報はこの債権管理の担当で情報共有して持つことになるわけですね。そうすると、例えば、破産するなり、そういう情報を市に通知する場合には、所管課じゃなくて、その情報管理の担当に1本でいけば、全部そこを通るようになるということなのですか。

【高嶋課長】 破産の情報は。

【 委員】 破産というか、破産までいかななくても。

【高嶋課長】 いろいろな情報の入り口があって、八王子市は裁判所で破産手続申し立てや競売の申し立てがあると、納税課に行くようにしています。競売の方は、税同士、国税と都税と八王子市で先着手があるので、早いもの順に裁判所にこれだけあるよと届けたもの勝ちなので、まず税に行くのです。現在は他の所管には、こうした情報が行くような仕組みになっておりません。

【 委員】 それは、この管理条例ができればいくということなのですか。

【高嶋課長】 当課である程度集約して、市の戸籍係の方にも、破産したという通知は届きますので、それは官報にも載りますので、特段秘密ではないので、そういった使える情報は我々の方で集約して展開していきたいなと。

【 委員】 先程の、これは開示となるのかということですが、個人情報保護条例の第16条第7号アに当たるから出さないと言われそうな感じがするのですよね。つまり、こういう債権が把握されていますよということが分かると、個人情報保護条例の16条第7号のアですね。事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為に対するが、市に知られているからこの債権を何とかしてしまおうとか、そういう可能性があるよと言われそうな気もするのです。だから、ここは少し微妙なところなのかなと思います。

【橋本会長】 実際にはいろいろと難しいかもしれないですね。

【 委員】 そうですね。これだったら処分しかねないとか、そういう執行の妨害に資するおそれはありますよね。

【高嶋課長】 ここで徴収に係る事務に関しというのは、多分何か納税課で財産情報を取得していた場合、この人が情報照会をして、自分が隠していた生命保険を把握されたと言って、それを解約して、差し押さえできないようにしてしまおうというときのための規定だと思っていますが。

【 委員】 そういう可能性がこの限りではあり得ますので。

【高嶋課長】 ただ、非強制とか私債権側からすると、まず、例えば、税が差し押さえをしました。生命保険を見つけたと差し押さえをしました。私債権側がそれを偶然見つけてしまって、滞納者とのお話で生命保険があるのが分かって、番号も何かでわかったといったときに、その生命保険を差し押さえするには、裁判所に手続をしないとイケません。仮に債務名義を取って裁判所がその生命保険に、税の差し押さえの後に続いて、裁判所が差し押さえをすると、二重に差し押さえが競合した状態になっています。そのときに、例

えば、私債権側が先に差し押さえをしました。後から、税が入れたとすると、順番から言うと私債権が先なのですが、先取特権が税にはあるので、後から税が来ても、配当なんかでは税に全部もっていかれてしまいます。そういう税の徴収を邪魔するよなというか、そのような情報の共有とか、滞納処分というか、差し押さえはしないので、何しろ税が優先なので。そういうことには使わないので、恐らくその危惧は、この照会の段階ではあまり。

【 委員】 普通だったらこれは税が。

【高嶋課長】 とは思いますが。

【 委員】 分かりました。

【橋本会長】 それでは、こんなところでよろしいでしょうか。実施機関の方は退席をさせていただいて結構です、ありがとうございました。

【高嶋課長】 ありがとうございました。よろしく申し上げます。

(諮問第 1 6 5 号の実施機関退室)

【橋本会長】 答申のまとめ方なのですが、従来のような案件というのは、「認めます」とか、「個人情報の管理に留意する」、というような形でここにはひな形が出てきておりますけれども、今回は意見を聴かれているということなので、ひな形の記書きのところの 3 行目には「共有することは妥当であると認めます」というのは、我々が申し上げていいことなのかどうなのかなと、そこは昨日ずっと考えていたのですが、そこら辺が分からないので、まずまとめ方からお伺いしたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

もちろん従来の答申のひな型どおりでいいということであれば、それでもよろしいかなとは思いますが。一つの方法としては、当審議会としては、実施機関から事実を聴取した結果、下記のような意見が出たので御報告いたしますというような形で、今回いただいているような意見を箇条書きにしてお送りするという手もあるかなと思います。

かつて平成 2 6 年に 1 件こういった形での意見照会がございます。このケースしかないので、答え方は思案のしどころかなというふうに思っておったのですが、どうでしょうか。

共有することは妥当であると認めますと審議会でお答えすると、審議会がお墨付きを与えたように捉えられかねないので、それでいいのかなというのを少し思います。

【 委員】 うまく文案を言えないのですが、個人情報の不当な侵害には当たらないことを認めますぐらいだったらいいのかなと思います。

【橋本会長】 なるほど。

【 委員】 共有の前提が妥当かどうかは、我々が判断することではないので、今回の提案によっては、不当な侵害はないことを認めますぐらいの表現だとちょうど会議の趣旨に合っているかなと思いますね。

【橋本会長】 今、 委員からそういう御提案をいただきましたけれども、御提案の内容からすると、「個人情報に対する不当な侵害はないと判断いたしました」。

【 委員】 文章はお任せしますけど。

【越智主査】 最後、「妥当であると認めます」の部分がお墨付きを与えたような表現になっているからというところですね。

【 委員】 共有することが妥当かどうかは、我々の判断ではない。

【橋本会長】 そうなのですよ。そこはちょっと僭越なんじゃないかなという。

【 委員】 共有してもしなくても、それはどちらでもいいというか。その条例案には特に問題がないというか、その程度の感じではないかなと。

【 委員】 その方向でまとめていただくといいですね。これではなくて。

【橋本会長】 そうですね。そんな形でまとめさせていただいてよろしいでしょうか。文案は 委員、もう一度お願いできますか。

【 委員】 個人情報に対する不当な侵害はないものと認めます。適切な日本語かどうか分からないですけど。

【橋本会長】 ありがとうございます。そういたしますと、この審議会の意見として、今回の「（仮称）八王子市債権管理条例」における債務者情報共有事務を開始するに当たり、八王子市長が当該条例の制定により債務者情報を共有することは、個人情報に対する不当な侵害はないものと認めます。付記ということで、厳正な管理をしてくださいということですね。

それだと、市長から諮問されたことについてのお答えになっているというふうになりますかね。こんなことでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、こういった形で市長にはお返しするということで、取りまとめをさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

ということで、今回御審議いただく内容は以上でございますが、事務局から何かございますか。

【越智主査】 事務局から1点だけございます。次回の審議会日程についてですが、既に前回日程調整済みですので、その日程を再度お伝えいたします。

次回は、2月1日月曜日、午後2時から5時までを予定しております。

また、日程が近づき次第お知らせいたしますが、2月1日の御予定を確保いただくよう、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。事務局の方で、市の方でウェブを使った審議会の開催方法について御検討いただいたということですので、またそれについてもお聞かせいただければ。

【越智主査】 市全体でのウェブ会議ガイドラインが制定されました。ただ、そこについても、そこで扱う情報が個人情報か否かとか、そういった部分によっては、市も情報管理部門に協議をしながら開催可否を検討するというガイドラインになっておりますので、そこを調整しながら、また経過も含めて御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

【橋本会長】 ありがとうございます。それでは、2月1日は。

【越智主査】 現状はリアル開催で。

【橋本会長】 分かりました。

では、本日はお忙しいところありがとうございました。

これで終わりにさせていただきたいと思います。